

水質試験検査報告書

依頼日 2023年05月18日

発行日 2023年05月20日

水道法第20条第3項厚生労働大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査登録 福島県6水第15号

株式会社 江東微生物研究所

本社 東京都江戸川区西小岩5-18-6

電話 (03)3672-1251(代)

試験所 株式会社 江東微生物研究所

環境分析センター

福島県いわき市好間工業団地4-18

電話 (0246)36-8558

取扱営業所：東京支所

電話：(03)3671-5941

八丈町公営企業管理者

様

郵便番号 100-1498

住所 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話番号 04996-2-1128

依頼社名	東京都八丈町役場				事業種別					
施設名					検体名	給水				
採水場所	No.4 菊次建設作業場(大川・根田原・片根山浄水場系管末)				水源					
採水日	2023年5月18日		9:35		採水者	沖山		遊離残留塩素	0.2 mg/L	
天候	前日				気温					
	当日				水温					
試験項目	試験結果		基準値		試験項目	試験結果		基準値		
1 一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下		27 総トリハロメタン			0.1mg/L以下		
2 大腸菌	不検出		検出されないこと		28 トリクロ酢酸			0.03mg/L以下		
3 ホルムアルデヒド及びその化合物			0.003mg/L以下		29 ブロモジクロロメタン			0.03mg/L以下		
4 水銀及びその化合物			0.0005mg/L以下		30 ブロモホルム			0.09mg/L以下		
5 セレン及びその化合物			0.01mg/L以下		31 ホルムアルデヒド			0.08mg/L以下		
6 鉛及びその化合物			0.01mg/L以下		32 亜鉛及びその化合物			1mg/L以下		
7 ヒ素及びその化合物			0.01mg/L以下		33 マニウム及びその化合物	0.06 mg/L		0.2mg/L以下		
8 六価クロム化合物			0.02mg/L以下		34 鉄及びその化合物			0.3mg/L以下		
9 亜硝酸態窒素			0.04mg/L以下		35 銅及びその化合物			1mg/L以下		
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン			0.01mg/L以下		36 ナトリウム及びその化合物			200mg/L以下		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/L以下		37 カリウム及びその化合物			0.05mg/L以下		
12 フッ素及びその化合物			0.8mg/L以下		38 塩化物イオン	24.8 mg/L		200mg/L以下		
13 砒素及びその化合物			1mg/L以下		39 硫酸根イオン等(硬度)			300mg/L以下		
14 四塩化炭素			0.002mg/L以下		40 蒸発残留物			500mg/L以下		
15 1,4-ジオキサン			0.05mg/L以下		41 陰イオン界面活性剤			0.2mg/L以下		
16 シス,2-ジクロロエチレン及びトランス,2-ジクロロエチレン			0.04mg/L以下		42 ジェオスミン			0.0001mg/L以下		
17 ジクロロメタン			0.02mg/L以下		43 2-メルカプトエチルアルコール			0.0001mg/L以下		
18 テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下		44 非イオン界面活性剤			0.02mg/L以下		
19 トリクロロエチレン			0.01mg/L以下		45 フェノール類			0.005mg/L以下		
20 ベンゼン			0.01mg/L以下		46 有機物(TOC)	0.4 mg/L		3mg/L以下		
21 塩素酸			0.6mg/L以下		47 pH値	7.3		5.8 ~ 8.6		
22 クロロ酢酸			0.02mg/L以下		48 味	異常なし		異常でないこと		
23 クロロホルム			0.06mg/L以下		49 臭気	異常なし		異常でないこと		
24 ジクロロ酢酸			0.03mg/L以下		50 色度	0.5 度未満		5度以下		
25 ジブロモクロロメタン			0.1mg/L以下		51 濁度	0.1 度未満		2度以下		
26 臭素酸			0.01mg/L以下		52					
判定	適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。									
備考	色度実測値：0.09度 濁度実測値：0.011度									
試験期間	2023年5月18日				～		2023年5月20日			
検査責任者	副センター長 今野 英明				水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は平成15年厚生労働省告示第261号によります。					